

前回好評のセミナーをより充実させ、再開催！

- ✓商品を値引きして販売した。
- ✓商品のパッケージや広告を作成している。
- ✓商品や広告を出したが、例外を表記したい。
- ✓商品やサービスに景品を付加するキャンペーンを実施した。

これらの広告等はすべて不当景品類及び不当表示防止法(景表法)の規制対象とされているため、法令に違反しないか**注意が必要**です。
適切な広告宣伝を行い、健全な事業活動を。

弁護士による 「景品表示法」

- ・最新の不当表示(打消し表示・二重価格表示)に関する違反事例・管理体制の構築
 - ・インターネット上の懸賞企画の注意点
- ## 解説セミナー

広告の表示内容に関する留意点を
景表法に詳しい弁護士が解説！

※詳しくは裏面をご覧ください。

日時・会場

2019年12月5日(木)18時～20時

南海東京ビルディング地下2階会議室(当事務所が入居するビルです。)

〒104-0061 東京都中央区 銀座5丁目15番1号

都営地下鉄浅草線・東京外口日比谷線「東銀座駅」より徒歩1分



講師

森大輔法律事務所
代表弁護士 森 大輔

景品表示法は理解を深めれば適切な対応が可能です！

【景品表示法セミナーでお話しさせていただくポイント】

- 担当者が押えておくべき打消し表示の違反事例と留意点
- 知らないでは済まされない二重価格表示の違反事例と留意点
- 不当表示を防止するための企業体制の構築方法
- インターネット上の懸賞企画の留意点

日時 2019年12月5日（木）
18時～20時（17時30分より受付）

参加費 2,000円（税込）
この値段で1社につき2名まで
ご参加いただくことができます。

顧問先様は
無料

会場 南海東京ビルディング地下2階会議室
〒104-0061 東京都中央区 銀座5丁目15番1号
都営地下鉄浅草線・東京メトロ日比谷線「東銀座駅」より徒歩1分

参加特典

今回のセミナーにご参加の方へ
特典がございます。

- 01 セミナー終了日以降いつでも使える、
法律相談優待券（1時間分）をプレゼント
▼ さらに、当セミナーを機に顧問契約を結んでいただいた場合
- 02 景品表示法に関する企業内研修を1回無料で実施

ファックスでお申込みの方は、
下記欄にご記入いただき、

FAX. 03-6226-5097

まで送信ください。

お申込み締切／2019年12月3日（火）

※定員に達し次第、締め切らせていただきます。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。

FAX用お申込み欄

貴社名		ご担当者様名	フリガナ
ご出席者様名	フリガナ	役職名	
ご住所	〒		
電話番号	()	メール アドレス	
FAX番号	()		

森大輔法律事務所は、弁護士5名が所属している銀座で主に企業法務を取り扱う法律事務所です。
様々な業種、企業規模の顧問先を持ち、企業法務におけるノウハウは深く、様々な事案に対応することが可能です。

〒104-0061 東京都中央区 銀座5丁目15番1号 南海東京ビルディング

TEL：03-6226-5096 FAX：03-6226-5097 URL：https://moridaisukelawoffices.com/

 森大輔法律事務所
Mori Daisuke Law Office